

令和2年6月9日

厚生保健委員会

健康福祉部福祉総務課

生活困窮者住居確保給付金に係る予算流用について

1 概要

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく住居確保給付金について、申請者の急増に対応するため、予算の一部を流用し、支払処理を進めるもの。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況の中、休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれのある方が急増した。
- ・住まいに不安を抱える方からの多数の相談に対応するため、令和2年4月1日から年齢制限が撤廃され、また、4月20日からは、離職・廃業だけでなく、本人に責任のない理由で著しく収入が減少した方も対象者に含まれるようになった。
- ・さらに、4月30日からは、求職活動要件も緩和され、さらに利用しやすい制度となった。
- ・こうした新型コロナウイルス感染拡大に伴う制度改正により、住居確保給付金の申請者が大幅に増加している状況である。

3 事業費

款11 民生費 項01 社会福祉費 目01 社会福祉総務費 大事業76 生活困窮者自立支援事業

区分	事業	内容	金額(千円)
基礎内容	中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等に対する扶助費	△14,029
変更	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者住居確保給付金扶助費	14,029

4 流用後の対応

5月議会(追加)において補正予算案を提出し、流用の戻しを行う予定。